

たくさんのご意見 ありがとうございました



今年も市民のみなさんから
市政に対するご意見をお待ちしています。

平成18年度中に市長宛に送られてきました手紙、メール、FAXを集計した結果、114名の方から157件のご意見などが寄せられました。

皆さんから寄せられた内容は、日頃からこの紋別に対し、「これはどうなっているのか」「これをこうしたらもっと良くなるの」などです。

ご意見、要望は、まず市長が読み、担当部署を交えて検討し、「すぐできるもの」「時間のかかるもの」などを整理しながら皆さんに回答してきました。

今回は、その一部を紹介いたします。誌面の都合から内容を一部要約している場合もありますので、ご了承ください。

ご意見紹介

Q 渚滑市民センターの外にトイレを作ってください。

A 当センターの閉館時には、隣接する渚滑地区体育館や少し離れた場所ではありますが、バス待合所やパークゴルフ場にトイレがありますので、ご利用いただけますようお願いいたします。

Q 流水科学センターの来館者数の増加を望むなら営業時間を夏期は、20時までにしてはどうか。

A 当センターは、北海道の施設で、北海道の負担金と利用料によって賄われています。夏休み中の7月29日から8月15日の期間は、閉館時間を17時30分まで延長しています。更に時間延長することは、厳しい運営状況の中、費用対効果の面から現状ではできないことをご理解願います。(指定管理者のオホーツク生活文化振興財団からの回答です。)

Q オムツが取れていない子どもにも健康プールの入

館を1時間でもいいので認めて欲しい。

A 当施設では、水質を衛生的に保つことを第一に考えておりますので、現状では厳しい状況でありますことをご理解願います。(指定管理者のオホーツク生活文化振興財団からの回答です。)

Q 勤めが18時までなので、保育所の延長保育をお願いしていますが、迎えがギリギリです。せめてあと30分から1時間延長して欲しい。

A 朝夕それぞれ1時間の早延長保育を行っています。特別遅れる場合は、事前に連絡いただき、迎えにかかる10分程度の時間は、保育士を待機させて対応しますので、お申出ください。

Q 市議会議員選挙の選挙車輛がうるさくて迷惑しています。

A 選挙運動期間は、街頭演説及び自動車での連呼行為が法律で認められています。4年に1度の市議会議員を決める市民にとって大事な選挙ですので、ご理解とご協力をお願いします。

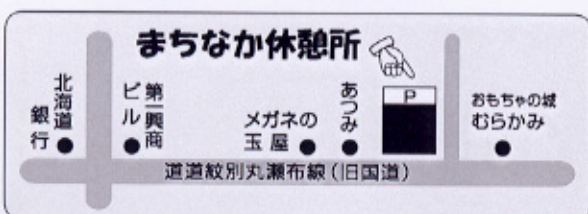
誰でも気軽に立ち寄ることができる憩いの場として「まちなか休憩所」が場所を移転し4月からリニューアルオープン

まちなか休憩所

幸町4丁目に開設していました「まちなか休憩所」が4月から本町4丁目旧ことや店跡へ移転しました。同時にまちづくり推進室事務所も移転しましたのでお知らせします。

リニューアルオープンに伴い、休息やトイレ利用、講習会・催事・各種相談などコミュニティ広場として利用ください。

- 場所/本町4丁目1番27号(旧ことや店跡)
- 開放日/毎週月曜日から金曜日(祝祭日は除く)
※港まつり・お盆休み期間などは開放します
- 開放時間/9時～18時
- 休憩所/畳の間、長テーブル、応接セット、テレビなどを設置しています。セルフサービスでお茶を用意しています。
- その他/休憩所内の一部を展示場所として開放しますので、陶芸・絵画・人形など作品展示を希望する方は連絡ください。
裏側に無料駐車場(2台)があります。



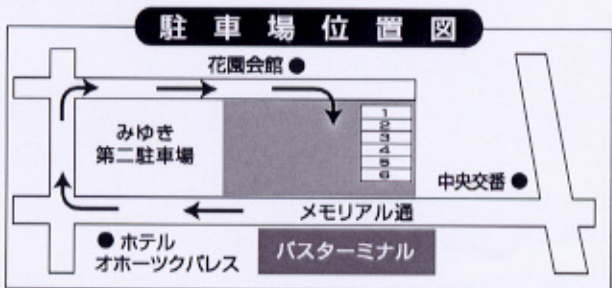
問い合わせ先 紋別市まちづくり推進室 ☎(23)7161番

都市間バスを利用される方へ

紋別バスターミナル(中央交番横)に6台の専用駐車場を確保しました。

料金表	日帰り	500円	5時30分～23時30分の利用
	1泊	1,000円	入庫日の23時30分を超え24時間以内の利用
以後1泊加算	上記に1日500円加算	上記を超え24時間以内の利用	

- ※都市間バス利用者以外にご遠慮ください。
- ※受付時間は5時30分から23時30分までとなります。
- ※駐車場内での事故・盗難等一切の責任は負いません。
- ※利用期間は一週間以内とします。
- ※ご利用の際は、紋別バスターミナル内都市間バス利用者専用駐車場受付で利用料金をお支払い後駐車場に入庫してください。



問い合わせ先 (社)紋別観光協会 ☎(24)3900番

Q 市内で、赤ちゃんを数時間預ける施設が無く大変です。赤ちゃんの福祉が充実していないのではないですか。

A 保育所では、保護者の就労形態や緊急性のある場合に「一時保育制度」がありますが、周知不足があったと思われます。今後は、充分周知を図ってまいります。

Q 市の人口は、減るばかりですが議員の人数は減らないのですか。

A 昭和59年地方自治法に

定める当市規模の自治体の議員定数30名(現在26名に改正)に対し、議員の皆さんの自主的な取組みとして、昭和61年に26名と独自に削減し、平成10年には24名に削減、平成13年には「議会改革に関する特別委員会」で更に削減し、21名とするこ

とが決定され、平成14年7月の市議会議員選挙から適用され、現在に至っています。今後の定数は、平成17年9月の市議会会派代表者会議で議論され、「平成18年7月の市議会議員選挙で選出さ

お願い

お寄せいただいたご意見

「市民の声ネットワーク事業」とは、手紙・ファックス・メールで市長宛に意見などを送っていただく事業です。今月の広報もんべつに市長への手紙の用紙を折込みましたので、ご利用ください。

れる新議員で改めて議論する」と一定の結論が出されていることから、今後の議論の結果を尊重してまいります。

に対しては、ご本人にきちんと回答したいと考えております。内容によっては、確認のため連絡させていただく場合もありますので、必ず住所、氏名、電話番号の記入をお願いします。記載による不利益を被るようなことはありませんので、ご協力願います。

問い合わせ先

企画調整課公聴広報係
☎(24)2111 内線43・218番